

議案第七十一号

功勞者の表彰について

次の者を功勞表彰したいので、三朝町表彰条例（昭和二十九年三朝町条例第五十二号）
第七條第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年九月二十五日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年九月廿五日 原案可決

三朝町議會議長 安井由行

小・中学校基礎教育へ三百万円寄付

東伯郡三朝町大字山田五四二番地

岡 本 兼 佳

三朝中学校へ日本画寄贈（百八十万円相当）

東伯郡三朝町大字横手二七三番地

村 上 爽 峰